

**第 9 回 庄内南部地区合併協議会  
専門小委員会第二小委員会  
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 1 7 日（火）

場 所：鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるま

## 第9回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

- 日 時 平成16年2月17日(火)午後1時00分～
- 場 所 鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるま 軽運動ホール
- 次 第
  - 1 開 会
  - 2 協 議
    - (1) 新市まちづくりのビジョンについて
    - (2) 重要事務事業について
    - (3) その他
  - 3 閉 会

### ○出席委員

| 役職名  | 区 分     | 氏 名   | 役職名 | 区 分         | 氏 名   |
|------|---------|-------|-----|-------------|-------|
| 委員長  | 鶴岡市議会議員 | 本城 昭一 | 委 員 | 三川町議会議員     | 須藤 栄弘 |
| 副委員長 | 温海町議会議員 | 佐藤甚一郎 | 委 員 | 羽黒町・識見を有する者 | 高橋 澤  |
| 委 員  | 藤島町議会議員 | 押井 喜一 | 委 員 | 櫛引町・識見を有する者 | 長南 源一 |
| 委 員  | 櫛引町議会議員 | 遠藤 純夫 | 委 員 | 朝日村・識見を有する者 | 田村 作美 |

- 欠席委員 竹内 峰子委員、佐藤喜久子委員

### ○出席専門部会員

| 役 職 名       |            | 氏 名   | 役 職 名       |              | 氏 名   |
|-------------|------------|-------|-------------|--------------|-------|
| 住民生活<br>部 会 | 部会長        | 阿部 恒彦 | 健康福祉<br>部 会 | 健康分科会長       | 菅原 敬一 |
|             | 副部会長       | 芳賀 一弥 |             | 健康副分科会長      | 今野 克雄 |
|             | 副部会長       | 佐藤 弘  |             | 福祉分科会長       | 板垣 博  |
|             | 住民分科会長     | 林 由美子 |             | 福祉副分科会長      | 平藤 博巳 |
|             | 生活分科会長     | 斎藤 和也 |             | 高齢者福祉分科会長    | 山木 知也 |
|             | 税務・国保分科会長  | 三浦 義廣 |             | 高齢者福祉副分科会長   | 渡部 滋人 |
|             | 税務・国保副分科会長 | 斎藤 寛  |             | 社会児童分科会長     | 上原 正明 |
|             | 環境分科会長     | 進藤 昇  |             | 部会員          | 小野寺雄次 |
|             | 消防防災分科会長   | 佐藤 丈彦 | 教育部会        | 部会長          | 村田 久忠 |
|             | 部会員        | 遠見 昌圀 |             | 副部会長         | 成田 進  |
| 健康福祉<br>部 会 | 部会員        | 門崎 秀夫 |             | 管理・学校教育分科会長  | 板垣 隆一 |
|             | 部会員        | 秋野 友樹 |             | 管理・学校教育副分科会長 | 富樫 恒文 |
|             | 部会長        | 白井 宗雄 |             | 社会教育分科会長     | 森 博子  |
| 健康福祉<br>部 会 | 副部会長       | 星野 文紘 |             | スポーツ分科会長     | 秋庭 一生 |
|             | 副部会長       | 工藤 秀敏 |             |              |       |

### ○出席事務局職員

| 役 職 名  | 氏 名   | 役 職 名  | 氏 名    |
|--------|-------|--------|--------|
| 調査計画主幹 | 斎藤 雅文 | 調査計画主査 | 鈴木金右エ門 |
| 調査計画主査 | 今野 勝吉 | 主事     | 伊藤 弘治  |

## 1 開 会（午後1時00分）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、ご案内の時刻になりましたので、ただ今から第9回の第二小委員会を開会いたします。

なお、本日は温海町の佐藤委員さん、それと鶴岡市の竹内委員さんより欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

早速ではございますが、会議次第により進めさせていただきます。

## 2 協 議

### （1）新市まちづくりのビジョンについて

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 次第2の協議につきまして本城委員長さんから会議を進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

○本城昭一委員長 それでは、皆さん連日ご苦労様です。次第2の協議に進まさせていただきます。

（1）の新市のまちづくりビジョンにつきましては、他の小委員会との関連があることから、最初に協議を行います。続いて、きのうからの続きであります（2）重要事務事業について進めてまいります。

新市まちづくりのビジョンについて説明をお願いします。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 新市のまちづくりビジョンにつきましては、2月5日の合併協議会と専門小委員会で、皆さんよりご意見をいただいておりますので、それに基づいた修正版を皆さんに事前に配らせていただいております。修正版につきましては、アンダーラインを施した3枚目以降のビジョン4の新市の施策に関しましては、主にこの第二小委員会の所掌分野のところで多くの修正がございました。

修正内容につきましてですけれども、まちづくりのビジョンの1につきましては、今回の修正はございません。

次のページ、ビジョンの2を開いていただきますと、新市の基本目標のところでございます。大きい項目としまして八つございますけれども、2の表題でございます「教育と研究の」というところを修正させていただいております。それと、6番目、前回ですと、「安心で」という表現でございましたけれども、「安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり」というふうに表題を変えさせていただいております。7番目、「安全で」を「安全な」ということで、安全な地域づくりと資源循環型社会実現と、それとあと中段ですけれども、この中ほどの一方、地域の大切な子どもやというところで、「供」を「ども」に変えております。それと8の学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくりでは、生きがいの「がい」が前は漢字になっていましたけれども、わかりやすく平仮名に修正しております。それと、市民一人一人が楽しく明るい生活を送ることのできる生きがいという、こちらのほうも平仮名に変えさせていただいております。

そして、ビジョンの3につきましては、本日配付させていただいておりますけれども、主要指標の見通しということで、協議会の場で全体的な説明をさせていただいておりますので、後ほどご意見等があればいただきたいと思います。

その次のページ、ビジョン4のところでございます。こちらにつきまして、先ほど表題のところをご説明しましたけれども、2の教育と研究というところを修正してございます。それで、この学校の教育の充実というところで、皆様より地域と家庭という関連で、地域の人材活用とか、地域に根ざしたというようなご意見がございましたので、これらのことにつきまして、二つ目のところになりますけれども、「家庭や地域との連携を密にしながら、地域に信頼される、地域に根ざした特色ある学校づくり」と、そして「より豊かな人間性を育む」ということで、修正をさせていただいております。

それから、次のところでは、心のケアということで、そういった状況があつての対応ということではなく、未然に防ぐ手立てというふうな取り組みが必要ではないかというご意見がございましたので、事前のそういった取り組みということで、「スクールカウンセラー・教育相談員等の相談体制を整備し、児童・生徒一人一人の心のケアを行うとともに」というふうに修正させていただいております。

それから、この項目の一番下のところですが、学校給食を通じて食教育と、習慣ではなく食教育ということで、そういった視点が必要ではないかというご指摘がございましたので、ここに食教育の充実を図るため、地産地消を推進しながら完全給食の実施に努めますというように修正させていただきました。

3の誇れる文化の継承・発展と交流の拡大のところにつきましては、地域づくりの視点から、伝統文化の保存、継承とともにまつりということと生活文化の内容ということで、ご意見がございましたので、このところにつきまして「人々の暮らしの中で培われてきた民俗芸能、まつりや伝統行事など生活文化」ということで、修正させていただいております。

次のところでございますけれども、全体的な修正点でございますので、の自然環境の保全と活用では、下のところで「ボランティアや体験学習等の」というところを修正させていただいております。

それと、4の地域資源を高度に生かした新しい産業の創出では、の商工業の振興の工業分野のところで、産学連携システムや起業化支援施設ということで、「起業化支援」というところを修正させていただいております。

次のページの5のお互いが温かく支えあうコミュニティの再構築では、住民一人一人というところについて、前ですと一番最初の一人が漢字で、次が平仮名であつたんですけれども、「一人一人」に修正させていただいております。

それから、6番目でございますけれども、安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくりというところで、健康日本21といった保健行動計画というご意見等ございましたので、そういったことも踏まえまして、「安心して暮らせる」と、それとのところで「総合的な」ということで、その中で「健康日本21に基づき、生活習慣病の予防対策を積極的に進め、併せて疾病の早期発見に向けた健康診査事業を充実し、市民の健康づくりと元気なまちづくりを推進します。」と修正させていただきました。それから、表題の中で地域医療の「地域」のところも修正をいたしております。

続きまして、7番ですけれども、こちら表題のところ、安全なの「な」というところを修正させていただいております。

8番目の学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくりでは、先ほども申しまし

たように生きがいの「がい」をわかりやすく平仮名にさせていただいております。このところでは、特徴ある公民館活動ですとか、現実を克服する力とか、そういった表現をもうちょっと直せないものか、あと自ら学ぶというのでは表現が弱くないかというようなご意見もございましたので、それらにつきましての生涯学習の推進では「地域固有の文化を尊重しながらも」というところを修正いたしまして、最後のところを「まちづくりを目指します」と、それと「全市的な市民の学習活動と相互交流のもとに課題を」と、それと最後のところですが、それでも、「各地域の公民館などでの生涯学習活動を支援するとともに、図書館等社会教育施設の拡充整備を進め、市民の学習活動の拠点づくりをします。」と修正させていただいております。

スポーツのところでは、こちらのほうで検討させていただきました新たな予約システムの「新たな予約」ですとか、「市民が利用しやすい環境を整えるなど、スポーツ施設の適正な管理運営に努めます。」、「マリナーやスキー場、屋内の多目的運動施設といった特色ある施設やプール、体育館等を効率的に活用し、種目毎の拠点化を進めるなど競技スポーツの振興を図ります。」というふうに修正させていただいております。

本日これらを基に全体を通してご意見等をいただきまして、建設計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○本城昭一委員長** それでは、進めてまいりたいと思います。全体にかかわる1枚目のビジョン1から3枚目のビジョン3、ここまでについてご意見ございましたらお願いします。

これは短時間でありましたけれども前回説明をして意見をいただいて、そういう機会を設けたわけですが、それ以降ビジョン4以降のアンダーラインが修正された、ということでもありますので、この3枚について今ないとすれば、3枚目以降の新市ビジョン4にかかわっても結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

**○高橋 澤委員** 今の2のところ、行政システムの再構築のところですが、ちょっと行財政改革の推進ということで、この文章が長いので言っていることはいいんですが、どういことを推進するのかということをもっとわかりやすく、理解しやすくまとめてほしいなと思いました。

それから、ビジョン4の2の教育と研究のところ、豊かな感性と情操とか、それから豊かな人間性を育むとか、心のケアをするとか、そういった心の面が今欠けているので、それに力を入れていくんだなということはわかりますし、賛成ですが、ここで言っている豊かな人間性を育む質の高い教育というのは何のことを言っているのか。学校教育ですから、当たり前ですが、人間生きていくために必要な知識や技能の確かな習得というのは、学校教育のねらいの一つではないか、そういう言葉が全然ないものですから、各学校でやっているというふうに言われればそれまでですが、そういった言葉がないものですから、必要ではないかなということを感じました。

それから三つ目は、5番のお互いが温かく支えあうコミュニティの再構築というこ

とで、これから公民館活動とか、自治コミュニティとか、すごく重要だと、3年から5年もかけて練りに練って再構築していくんだと、重視している割には しかないんです、良好なコミュニティの形成。各方面では 、 というふうには何かあるわけですが、一つだけということは、例えば最後のところの安全で安心できる日常生活を支えるため、集落・地区単位等の云々とありますから、コミュニティの中でできる防犯なり、防災組織強化とか、そういったものも何かの言葉で として立ち上げることができないかなと思いました。

それから、文言としては、自主防災組織の育成というのはおかしいんじゃないか。強化ならわかりますけど、育成というのはちょっと使い方が当たらないかなと思います。

○**本城昭一委員長** 今4項目ご意見があったと思います。行政システムの再構築というのは、このとおりにまとめるということだろうと思うんですが、文章が長くてなかなかつかみにくいと、そういうことのようにです。それで行政システムの再構築というのがわかりやすく受け止められるようなまとめ方、あるいは表現にならないかというご意見だと思います。それから、質の高い教育というのは、具体的に提示したほうがいいのではないかというご意見であったと思います。あるいはコミュニティについて、コミュニティというのは、この間の重要項目の調整の中で3年という期間でできるのかと、そういういろんなご意見が出て、期間も含めて全体会のほうに委員会としてはそういう不安と疑問があるというふうに提示すると、こういうことになっている項目ですが、それについては 一つだけではあっさりしていないのかなというご意見でありますし、自主防災組織の育成というのは、自主防災ですから、育成ということではおかしいのではないかというご意見だったと思いますが、これらについてどうでしょうか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** こちらの内容については、詳細な内容に踏み込んでおりますので、部会、分科会のほうから考え方について、そういった意見に対しての補足等があればお願いしたいと思います。

○**本城昭一委員長** 事務局より今の疑問、ご意見に答弁するというのではなくて、第二小委員会でそういう意見が出されたということを全体のほうの会議に報告をすると、こういうことですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** まず1点目の行政システムの再構築というところをもっとわかりやすくということでございますけれども、これについてはその旨を担当の企画分科会に報告をさせていただきたいと思います。それから、教育の関係、あとコミュニティの関係につきましては、この内容につきましては、部会と企画分科会との共同作業という形で作成しておりますので、詳細につきましてはもし補足する点等がございましたら、きょう出席しておりますので、部会、分科会から説明をお願いしたいと思います。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** すみません、反響してあまりよく聞こえなかったものですから、学校教育の充実の2番のより豊かな人間性を育む質の高い教育の推進のところでよろしいでしょうか。ご存知のように小中学校の教育については、義務教育でありますので、基準として学習指導要領で教育を進めているわけであります。その中で確かな学力、そして豊かな心の育成ということを基本として、また健康と体力も含めまして、基本として捉えながら進められているわけであります。

特に、今地域に根ざした、地域に信頼される学校づくりを保護者、そして地域との連携を大事にしながら進めていただいているところでありまして、今までの教育はとかく横並びの教育というふうな感じを受けているわけでありますけれども、これからの教育はその横並びの教育でなくて、子供の実態とか、地域の実態、そういうことを考えた教育を学習指導要領を基本にしながら、改良の中で進めていくべきでないかなというふうに考えているところでございます。その中で、高等教育機関との連携も含めて、より質の高い特色を出しながら学校経営をしていかなければならないのではないかなというようなことで、こういうような言葉になったわけでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○**本城昭一委員長** いかがですか。

○**高橋 澤委員** 質の高い教育はわかりました。そういう知識、技能の言葉、そういう言葉を入れなくてもいいのでしょうか。心が重視されているものだから、それが必要ですけども。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 地域に信頼される地域に根ざした学校というように、そのためにはやはり子供たちの学力を確かなものにしていくということ、それから、もちろん心もありますし、体の面もあると思います。その中に含めているというふうに考えているところでありますが、いかがでしょうか、ご指導いただければと思います。

○**長南源一委員** これは当たり前だから書かないのかもしれませんが、一般的に知、徳、体、さっきの食も含めて四つ言うわけですけども、保護者である地域住民が関心するのは、知の部分が関心あると思います。そういう意味で例えば基礎基本の定着とか、あるいは学力の向上とか、そういうのがないということを、多分今高橋さんが言われたんだと。確かに含まれるでしょうけれども、具体的な文言としてないものですから、そんなのは言われなくても必ずやるのだということで書かれないのかなというふうにも思うんですが、例えば新しい市に向けた一つのビジョン、方針でもありますから、明示しておくのも一つだなと私も今高橋さんの言われることに同感であります。もちろん含まれていることはわかりますけれども、言葉としてないので、じゃそのことはどうなるのかということは理解できるのだろうかという気がします。

○**本城昭一委員長** これは、質の高い教育ということに反対するわけないんでしょうけれども、教師の立場での質の高い教育、我々一般市民が子供たちに願う教育の中の質

の高い教育というのは、この文章だけではパッと浮かんでこない点もあるわけですので、この辺は具体的な見解というのは無理なんでしょうか。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 今委員さんからたくさんのご意見いただきましたので、そういうような文言を入れるというような方向で検討させていただければありがたいと思います。

○**押井喜一委員** 高橋さんのほうから今指摘があった行政システムの再構築というところの4行ばかりの表現ですけれども、うまく整理した非常に高いというか、どうも市民あるいは町民の皆様非常にわかりにくいというか、硬い表現だというふうに思います。第1点は、市民各位と協働というような言葉、その辺の表現もちょっと表現の仕方があるのではないかと、ここをどうしろというふうなのはちょっとあれですけれども、もう一つは、行財政システムの再構築というのはこの言葉どおりだと思うんですが、再構築という新たな行政スタイルを求めるとというのが合併の一つの大きな目的でないのかなという感じがいたします。ですから、その辺の再構築を断行という表現の仕方、ちょっと印象悪いのではないかなと思います。

それから、地方分権の受け皿ということは当然ですし、むしろこれからは地方主権というふうな時代というふうなことになっていくと思いますし、そういったところの表現の仕方も研究していただければというふうに思います。この4行の文章ですけれども、市民、町民も受け止めるほうとしては非常にわかりづらいというか、素直に受け止めるような表現ではないのではないかと、全般的なすべてにわたっての表現ですけれども、一番重要なところの表現の仕方、もう少し考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。いろいろ高橋さんからご指摘あったような....。

○**本城昭一委員長** 議員の皆さんは、いつも公的な文章を読んでいると思いますが、とかく役所というのは硬いんです。そういう傾向に、法に基づいていろいろやっているものですから、やむを得ないと思いますが、ただ一番上の4行については、次の行財政改革の推進とその下の市民との協働ということで、ある程度説明をされているのではないかなと思いますが、ここの中でもっとわかりやすく現実的にということであれば、ご指摘をいただきたいと思いますし、今ここを変えろとかそういうことでなくて、そういう意見が出ましたということを前提でもう一度チェックをしていただきたいと思いますというふうに思います。きょうは他の小委員会でもこれをやっているんですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** はい、そうです。

○**須藤栄弘委員** 行財政改革推進のこの本所、支所という機能、非常にこれ重要なことだなと思います。住民が一番関心のある現実的なことがここに書いてあると思うんですが、前段のほうの行財政改革の推進をするということは、理念的なものが主になるのかなと思いますし、詳細は行財政改革大綱等を策定して進めるというふうになるのかなと思いますし、言ってみれば大変わかりにくい、一般市民にはわかりにくい面もあるだろうと思います。言われるとおり簡略化して、箇条書きしてわかりやすく、理念

的なものは理念的に、組織機能についてももっとわかりやすく、大変重要なことが書いてあるので、それからその下の市民との協働、これも大変重要なことが書いてあると思いますし、わかりやすく、できれば私は基本目標の中に入れるべきかなと前に言ったことがあるんですけども、重要なことがここに細かく書いてあるので、わかりやすく表現できればと思います。

○**本城昭一委員長** このところは重要な部分ですので、この表現については他の委員会でも意見があるでしょうし、表現とか、まとめ方についてもっと市民を対象にしてわかりやすい表現はないかという、そういう検討も必要なのではないかと思いますし、他の小委員会の意見とのすり合わせをしながら、今後そういう見解を申し述べておきたいと思います。

4 以降いかがですか。

○**斎藤和也生活分科会長** 5 のお互いが温かく支えあうコミュニティの再構築について若干ご説明をさせていただきますが、今ご意見ございました点について、いわゆる防犯でありますとか、防災組織について、記載してはどうかという部分であります、このところでは、住民活動についての環境づくり、それから組織強化、施設の整備を主眼に提案させていただいたものでありまして、この自主防災組織につきましては、特に少子高齢化が著しく進展する中で、特にこの運営に期待するんだという趣旨で記載をさせていただいたものでございます。

7 番目に住民自治活動をする上での基礎となる防災、消防などの安全な地域づくりの中で、ひし形の1番目、2番目、それから4番目、5番目に、それぞれ自主防災組織の育成でありますとか、防犯、それから交通安全教育というふうな項目につきましては、こちらで記載をさせていただいたところであります。分科会が二つに分かれているということもございますけれども、主眼といたしましては、今ご指摘のありましたとおり5年間をかけて慎重にやるという趣旨は十分踏まえておりますけれども、加えてここではこの4項目について再構築の趣旨というものをこのように表現させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○**本城昭一委員長** ほかにありませんか。

修正されました新市まちづくりビジョンにつきましては、今いろいろご意見出ましたが、当第二小委員会の意見として事務局からそういうまとめでお伝えいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それでは、新市まちづくりのビジョンについてはひとまず終了いたします。

## (2) 重要事務事業について

○**本城昭一委員長** それでは、議題2の重要事務事業の協議に進ませていただきます。

きょうは環境のほうからです。重要事務事業調整表の第1回配付資料のほうの13ページでありますし、説明資料は第1回配付資料の29ページということになります。

それでは、環境分科会のほうに入りたいと思います。24—3 家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業ということであります。これにつきましては、調整内容としては当面従来どおりということで、それぞれの課題あるいは違いが書いてあるわけですが、これを受けまして、当面従来どおりと、こういう調整案であります。現状ではこういう調整でやむを得ない感じがしますが委員の皆様いかがでしょうか。

**○佐藤甚一郎委員** この合併処理浄化槽の設置の主体が町村が二つあって、あとは設置は住民の設置であり、それらに対する利子補給でありますとか、全く利子補給もないというのもありましたり、なかなかこれは様々にあるようです。区域を限定してこれから新市の行政がどう行われるか、これも一つの課題ではありますけれども、合併浄化槽以外で進んでいる事業というのは、今公共下水道あるいは農業集落排水がありますけれども、庄内平野の場合は南部のほうが圧倒的に進んでおるようであります。北部のほうは関係ないんですが、北部は大変遅れている状況であります。しかし、同じ南部につきましても、私のほうの町は大変遅れています。それは、地形的なものがありまして、なかなかメーターからいえば管を引っ張るにもメーター当たりの単価が高くなってしまふ、それから遠距離に引っ張っていく、そういうようなものがありまして、なかなか全体的に公共下水道、それから農業集落排水が行き渡るのは難しいという、そういう状況であります。下水道の普及率は今温海町で60%いていないと思います。50そこそこなんだろうと思います。これを一挙に解決するには、当然処理場をつくってそこに持ってくるという方法が一番いいわけですが、何しろ集落が点在するものですから、そういう手法というのはお金がかかってどうしようもない。さらには国も、県も、町もお金がないと、こういうことで進まないということでもありますので、合併浄化槽のほうに切り替える必要がある、こういうようなところに差しかかっている。ほかの市町村の場合もほぼ似たり寄ったりの事情は大なり小なりあると思うんですが、そうした場合の設置の仕方、これはある程度の歴史も違いますし、条例もそれぞれ違ってはいるかと思います。しかしながら、合併処理浄化槽というのは、公共下水道から比べれば、圧倒的に利用者は不利です。それは、集落排水をとりましてもそういうことになりますし、料金体系はもちろん下水道並みという割り算をするんでありますが、それでもやっぱり不公平感というものはある。こういうふうな施策を展開する場合は、地域限定であくまでも持っていくとすればこれは話は別なんです、いずれ新市になりましたならば、そうした合併浄化槽の設置の要綱、これらについてはある程度一定のものをつくり、それに基づいて過去の様々な経験やあるいは実績、そうしたものを十分踏まえることにはなるんですが、新しい方法というものを示していかない限りは、下水道普及率といいますか、そういうものが進まないと考えますので、これは全市的な考え方から見た場合に、当面は従来どおりというふうになりますが、これらは地域性というものも含めての話をしているのでありますが、その辺についてはどういうことで検討されておりますか。

**○進藤 昇環境分科会長** 環境分科会、鶴岡市の環境衛生課長の進藤でございます。た

だ今委員さんからございましたように、新しい方向性を示すということでございますけれども、今各々の行政におきまして、方向性を示して合併浄化槽なり、公共の下水道等の事業を進めているところでございます。前に資料でお示しをしましたとおり、櫛引、温海町さんにつきましては、町が設置主体になって合併浄化槽の整備をするということでございますし、16年度からは朝日村、藤島町も同様な形で進めるという方針で現在動いているようでございます。鶴岡市の場合につきましては、全市において下水道のエリアマップをつくりまして、公共下水道で整備する区域、それから農業集落排水、あるいは漁業集落排水等で整備をする区域という区域分けをいたしまして、それらを外れたところがいわゆる白地というところで、区域割りをつけて事業を現在進めているところでございます。特に鶴岡市の場合については、農業集落排水等の区域の整備事業率が非常に低い状況でございまして、ただ方向性というしましては、そのような形で整備を進めていくということでございますので、現在の白地につきましては、合併浄化槽を先行して、公共で整備をしていくということになりますと、本来の農業集落排水整備事業で進めようとしている区域よりも先行してでき上がるということにもなりますので、その辺の均衡性を図るといいですか、そういう状況を踏まえまして、現状のままで当面やらさせていただきたいという結論に分科会としてはなっております。事業の方向性というしましては、ただ今申し上げましたように、現在鶴岡市の区域におきましては、農業集落排水等下水道のエリアマップでつくった計画に基づいて進めていくという方向性でいるところでございます。

○佐藤甚一郎委員 これもまた今まで各市町村が考えてきた方法があるわけです。そのことは十分理解するんでありますが、これかなり時間がかかります。3年や5年という次元じゃないんです。それらをどの辺まで引きずっていけるかという、その辺の見通しが何もないというのは、これまた変な話だと私は思うんです。確かに当面はじゃその前にやった人たちはどうなるのか、あるいは農集の面積の中に入っているのは、合併浄化槽をやっているのか悪いのか、そういう問題確かにあると思うんですが、それらはうまくかわしながら、合併浄化槽のほうを先行させるところは先行させていいのでないかと思うんです。そうした考え方もこれは時間がありませんから、ひとつ十分検討いただいて、当面従来どおりなんて、いつまでたっても従来どおりでは、これはちょっと進まないと思うんで、どこら辺に活を入れるか、条件あるわけです。合併浄化槽をうまく取り入れられないという条件があるんです。ありますから、その条件をいかに緩和をしながらそれにつないでいくか、合併処理浄化槽事業をやっていくかという、そこら辺あたりの問題点整理をきっちりやって、それからきちっとした計画を立ててやるべきだと、私はそう思います。

○本城昭一委員長 今意見ありましたことに対してもお答えありました。調整内容に条例、規則、要綱等を調整していくということでもあります。これは当面従来どおりと言いながらも、そのほうは進めていかなければならない。当面従来どおりという期間をはっきりしろと、こういうことなんです、それはどうなんですか。当面従来どおりということは、字のとおり当面従来どおりと考えてくださいということですか。

○須藤栄弘委員 補助金の制度についてですけれども、設備あるいはその他について、ちょっと若干異なっているように思います。融資の限度額等あるいは利子補給についても若干異なっている点があると思いますし、これらについても当面従来どおりあるのか、あるいは同じ市の中でそういう補助金額、制度等が異なってくるわけですから、これもある程度の当面従来どおりではなく、調整していくということになりますか、その点をお聞きしたい。

○進藤 昇環境分科会長 若干説明不足があったようですので、今までの説明を若干補足させていただきますが、当面従来どおりというやり方につきましては、合併浄化槽の補助でやるところと、行政主体で合併浄化槽を整備しているところと分けて、従来どおりのやり方で進めるということで申し上げさせていただきました。行政主体で合併浄化槽を整備するところにつきましては、例えば受益者負担金の考えとか、使用料の問題、それからただ今ご質問がありましたように、給排水等の利子補給等の問題がございますので、このことにつきましては、現在建設部下水道分科会のほうで公共下水道、農業集落排水等調整をしておりますので、その調整内容に準じた形で進めていきたいというふうに考えております。ただ今調整案のところで、現在私どもがお聞きしている内容につきましては、現在建設部下水道分科会のほうで公共下水道、農業集落排水等調整をしておりますので、その調整内容に準じた形で進めていきたいというふうに考えております。ただ今調整案のところで、現在私どもがお聞きしている内容につきましては、1度限りの賦課であって、徴収終了の町村もあるので、従来どおりのやり方で進めるという案でまとまっているようにございます。それから、使用料につきましては、長期の経過措置を設けながら、段階的に統一料金にするという方向性で調整を図るように現在考えているようにございますし、経費の算入割合等につきましても、将来的には鶴岡市の例を基にしながら調整を図っていきたいというようなこととしております。それから、利子補給の件につきましては、合併まで統一をしていきたいというようなことで、内容につきましては、貸付限度額とか、貸付期間とか、利子補給等の額がありますので、その辺につきましては統一をしていきたいというようなことで、現在調整案が出ているようにございますが、これらは下水道分科会のほうで行っておりますので、私どもはそれに準じた形で調整案を提示していきたいというふうに考えているところでございます。

○遠藤純夫委員 今まで経過措置とか様々あったわけで、3年とか、5年とか、こういうふうにあったわけではありますが、ここに来て当面従来どおり、これもこの負担、整備に対してということで3年、5年という結果が出なかったのではなかろうかというふうに感じられます。ただ、それで当面従来どおりとさっき委員長が言っておりましたが、当面という言葉になったのは、協議の中で何かあったからこんな方向が出てきたのではなかろうかというふうに思われますが、その辺で最も重要な点があったとすれば、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○進藤 昇環境分科会長 町村の場合につきましては、今お示しましたとおり、行政主体型でやっていくという方向性で大体まとまるようございまして、1番は鶴岡市の場合に農業集落排水の区域で整備をする区域の整備率が非常に低いということでございまして、ただ下水道整備を行うんじゃなくて、エリアマップでいろいろ計画を立

てたわけですが、整備手法としては農業集落排水で整備する手法のほうがよりベターだということで、計画を立てているわけございまして、その区域につきましては、その手法で今後とも当面続けていきたいという考え方がございまして、鶴岡市をエリアとします部分につきましては、現在やっているやり方で当面続けさせていただきたいということがございまして、調整案として最終的に当面従来どおりというふうなやり方を提示させていただいたということでございます。

**○本城昭一委員長** 意見のやりとりを聞いておりますと、当面従来どおりでやむを得ないというふうに思いますので、そういう調整でいかがですか。

(「はい。」という声あり)

**○本城昭一委員長** では、分科会の調整案ということにさせていただきます。

次に、24—13 ゴミ収集事業についてであります。これは、経過措置として3年以内ということでの調整案が出ているようでございます。これについては、調整内容で分別・収集・配車計画の調整、収集区域の見直しと、こういうことをしながら、経過措置3年以内で調整をしていくという考え方がありますが、いかがでしょうか。

**○須藤栄弘委員** この中でステーション設置補助の廃止とか、あるいは団体の収集補助の廃止とあるんですが、この廃止するという結果に至った理由について教えてください。

**○進藤 昇環境分科会長** 資料の31ページをご覧くださいと思いますが、ゴミステーション管理状況の中で、設置補助の有無というところで、設置補助がごいます町村と、鶴岡市はないわけですが、こういうような状況になっております。現在、町村におきましては、おおむね補助を受けてステーションが整備されており、今後出てくるものについては、その更新の分が出てくるという状況がございまして、ただ、鶴岡市の場合はゴミステーションの数が約2,000弱ほどございまして、それらに新たに補助制度を同一にいたしまして整備をいたしますと、相当の経費がかかるという状況がございましたものですから、ステーションの補助につきましては、合併を機に廃止したいということでございます。

それから、鶴岡市だけが一部団体に対する補助を行っておりますが、これも全体のバランスからいきまして、これを廃止をするということで調整を図ったところでございますが、一気にということはできないものですから、3年をめどにそのような廃止を進めていきたいという考え方で調整をさせていただいたということでございます。

**○押井喜一委員** 設置補助の廃止ですとか、団体への補助の廃止ということですが、各町村においては、政策的な意味も含めて補助をしてきているところがあるんです。それと同時に、説明では鶴岡市のことを考えた場合には何千箇所にもなるということで、経費がかさむから廃止だということでは、私はそういった調整の仕方はうまくないのではないかとこのように思います。新しいまちづくりというふうな政策の下

で、こういった奨励あるいはこういったことをやるんだということを踏まえて、初めて廃止ですとか、そういうようなことになっていかないと、ただ単に経費がかさむから廃止だというだけでは、説明が足りないのではないかというふうに思います。ただ、今調整ということですので、3年以内ということですが、じゃ3年間はこういった助成措置をやっていくのかということになりますので、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

○**進藤 昇環境分科会長** 経過措置でありますので、当然経過措置の間につきましては、現在の補助制度のあるところにつきましては、それを継続するということになるのかと思います。

○**須藤栄弘委員** 今の補助の廃止ということですが、ステーションというのは、なかなか美観を損ねる要素が大きいということもありますし、毎年一定の予算を持ちながら、行政的にバックアップするということも重要な要素でないかなと思います。

それから、団体への補助の廃止ということですが、このことに関しましても、この運動を助成していくということで、ささやかではあるかと思いますが、リサイクル、その他の施策的なものでは欠かせないものかなと思いますけれども。

○**進藤 昇環境分科会長** 団体の補助につきましては、鶴岡の分ということでございますが、魚腸骨を処分するのに焼却施設に持ち込まないで、専用のそれを処分するところに持ち込んでやっていただくということに対する助成というのが一つと、それからあと湯野浜、由良で旅館のごみの独自収集に対する助成ということでやってきたものでございますが、所期の目的は達しているのではないかということも踏まえて、それから合併したときに同様なところに対する配慮、均衡を図るという意味合いからそれを廃止するというところで考えて整理をさせていただいたところでございます。

○**本城昭一委員長** ただ今の説明でいかがですか。3年以内の経過措置ということになります。団体収集補助の廃止、今説明ございましたが、それからステーション設置補助の廃止ということも説明ございました。鶴岡だけで2,000近くに及ぶステーションも含めて、町村が実施している制度をそのまま引用するということは困難であると、こういうことから3年以内の経過措置でこれらも検討していただく、こういうことになるだろうと思います。

○**遠藤純夫委員** 補助の廃止というふうに文言で書かれると、これ3年以内に廃止すると、この辺が廃止という言葉でなくて、何とか検討事項とか、何かこういうふうなのが出ると、これは3年後に廃止だと、経過措置を経まして。ここに文言で廃止と書かれるとそのような結果になるというふうに自分は理解するけれども、その辺は理解のしようで違ってくるのかもしれないけども、3年の経過措置を終わって、またこれを再度検討するのですよというふうになるのか。こういうふうに書かれるとあと廃止だと思うんです。その辺について見解をお聞かせ願えればと思います。

○**本城昭一委員長** 廃止という表現は厳しいんじゃないかということですが…。

○**進藤 昇環境分科会長** 分科会での協議の中ではこの言葉のとおり形で廃止ということで調整をさせていただいたところであります。したがって、この経過措置の中で廃止に向けてという考え方であります。

○**本城昭一委員長** これは分科会での検討の中で見直しとか、再検討とかという表現じゃなくて、廃止というふうに決まったということですか。

○**押井喜一委員** 3年以内で廃止というふうなことでの受け止め方ですけども、この3年間でごみステーション、そういったところの整備がほとんど済むというふうなことであれば、そういうふうなことでいいんでしょうけれども、じゃその後に改めて改築だとか、更新だとか、した場合には、それぞれ地域での負担ということにつながってくるわけですので、そういったところもまた説明も必要でないか。廃止するならこういった手立てがあるとか、いろんなものがあってしかるべきだと思うんですけども、後は地域で自分たちの負担でやりなさいとその辺の考え方、調整の方向についてお考えをお聞きしたいなと思います。

○**進藤 昇環境分科会長** 分科会の中では、ある程度一定の整理はされたということで、先ほど申し上げましたけれども、今後出るとすればそれは更新をする時の部分で出るということであります。鶴岡の場合は、特に市街地区画整理事業等で現在やっているところがございますが、そういう新興住宅地になりますと、新たなステーションが整備されるということになっておりますが、現在は鶴岡の場合はそういう制度がございませんので、それなりの町内会の運営の中で対応をしているというような状況かと思っております。ただ、具体的には鶴岡の場合はカラス防止用のネット等現物で各町内会に支給しているという状況ではございますが、建物に対する助成はないということでございます。今後環境分科会だけの対応とはならないと思いますが、町内会等のコミュニティのそういう運営に対する制度的なところにもどの程度組み入れられるのか、その辺も含めてこれからの検討の課題ではあるというふうに考えます。なお、担当の部会でも少しこの部分について考えさせていただきたいと思います。

○**本城昭一委員長** 鶴岡市の約2,000近いところは町内会で負担しているんですけども、そういうやり方をしているということですが、町村さんは三川町さんを除く町村は補助制度があるようであります。これを新市にした場合、この制度を適用して新しいまちづくりをする。これは莫大な負担を伴うわけありますから、全体の了解が必要でありましょうけれども、分科会の中ではその辺を検討された上でこういう方向性を打ち出したというふうに理解しております。廃止ということはあまり好ましい言葉ではありませんが、新しいまちをつくっていく上では廃止という項目も出てくるだろうし、継続とか一定の経過措置ということで年限を決めて検討することもあるでしょうが、そういう一つの項目だろうというふうに思います。今あるいい制度を全部新市に当てはめていこうということにはならないのではないかと、その辺も含

めて3年以内に検討していただくということでしょうか。

○**押井喜一委員** 確認したいと思いますが、経過措置としての3年以内という意味は、それぞれが各町村で行ってきている補助、そういった制度、このものをその地域に当てはめてやっていくということだと私は認識しているんですけども、これは全市、新しいまちにすべてこれらを適用するという考え方ではないのですね。当然経過措置ですから。そういう意味で地域での政策的分野について経過を見ながら廃止とか、どうしようということだと私は認識しています。

○**本城昭一委員長** そうです、3年以内ですから。それはここに更新なんかも補助する制度がある町村もあるわけです。3年以内でどんどん更新していったとしたらどうなるんですか。

どうですか、そういう今のやりとりで、方向性は確認できるかと思いますが、調整内容で了解ということをお願いできますか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** では、そういうことで進めたいと思います。

それから、24—14清掃指導事業、これは合併まで調整を図る。こういうことで、特に問題はないわけで、合併までということですが、いいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、ここは調整案のとおり決定いたします。

24—17指定ごみ袋作成販売事業ということで、合併までに新たな基準を定め統一すると、こういうことであります。何か問題ありますか。

(「なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 合併まで新たな基準で統一をするということでありますので、分科会調整案どおりとさせていただきます。

次に、24—18資源回収事業、1の報奨金・回収方法の調整、協力団体との調整、合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。これは、報奨金が鶴岡市の例ですと団体が5円、業者が6円となっているわけなんですけど、これは合併まで統一すると、こういうことで別に問題はないかと思いますが、1についてはいいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 2のほうの拠点回収の方向、合併後3年以内に調整すると。今の回収方法については、拠点回収は羽黒、櫛引、朝日、三川の4町村になっておりますが、これは拠点回収の方向で合併後3年以内に調整する、こういうことであります。これ

も特に問題ないと思いますが、いいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 環境最後になりますが、24—19 ゴミ減量・リサイクル推進事業ということであります。これは、条例・規則等の調整と補助制度の調整、鶴岡市、朝日村の制度に合わせるということと、環境にやさしい店認定制度、この制度を鶴岡市の制度に合わせる、こういうことで合併まで調整をするということでありますので、特に問題はないと思いますが、いいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうに分科会案で調整することにしたいと思います。次に、健康福祉に入りますが、10分休憩します。

(休憩 午後2時20分)

(再開 午後2時30分)

○**本城昭一委員長** それでは、再開をいたします。

健康福祉部会健康分科会の事項に入らせていただきます。この031—067 集団基本健診から069 消化器検診、071 婦人科検診、072 人間ドック、この事項については、全部関連がありますし、それから調整内容も経過措置3年以内ということで、全部同じになっておりますので、この全体を一括して皆さんからご意見を伺うと、こういうことにしたいと思いますので、時間の節約も含めてご協力をお願い申し上げます。資料は41ページからになっております。

○**菅原敬一健康分科会長** すみません。鶴岡市の健康課の菅原です。今委員長さん言われました調整期間すべて3年というようなことでしたけれども、最初の三つは経過措置3年でございまして、四つ目の人間ドックにつきましては、5年ということでありますので、よろしくお願いいたします。

○**本城昭一委員長** 人間ドックは経過措置5年と、こういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

○**佐藤甚一郎委員** これらに入る前に、42ページに福祉分科会の事務事業調整の考え方という、これは大変調整をする場合の基本的な考え方として、大切なことだというふうに考えますが、まずこのことについて申し上げます。

これは、これから協議される問題のたくさんの中に鶴岡市は現金、現物支給は控えめに、サービス提供基盤の整備に力を入れてきた。これに対して町村は、現物給付の充実に力を入れてきた。こういうふうに書いてございます。今後の方向としては、

合併後はサービス提供基盤の整備に備えるために、現金、現物給付の水準は少なくして、サービス基盤の整備を図っていく、こういうふうに受け止めました。この考え方については、今後の方向であると言っていますから、それは方向としては正しいと思います。ただ、いずれにしましても、町村の側に立ってという、そういうことではないんですが、これらの問題を考えるときに、現物支給というのは安上がりなわけです。安上がりであって、血管の末端まで届くという利点があります。距離の差というものがほとんどなくなります。それに対してサービス基盤の整備というのは、これはまず交通手段というのは様々にあるんですが、それをいかに整備をしましても、距離の差というものを埋めるには、なかなかこれは難しい。したがって、44ページにあるんですが、この表を見れば一目瞭然でありまして、鶴岡市さんのほうはずっとある項目の中でほとんどある。それから町村のほうにいきますと、ゼロがいっぱい書いてある、明らかにこれは現物支給というそういう一つの考え方とサービス基盤の提供というこの二つの考え方を示すものだろうと考えます。これからの調整方法としてサービス基盤の整備あるいはそれに伴うサービス手段、提供までに至る移動手段、そうしたものに力を入れるということ、この中でございますけども、ずっと見てまいりますと、それらが記載されています。しかしながら、障害者、それから高齢者押しなべてそうなんですけれども、介護をしないと一人ではこの施設提供基盤をしてもそこに取りつく人というのはなかなか難しいわけです。一人歩きできる人もたくさんいるんですが、しかし介護をする人がついてこないと一緒に回っていかないと、なかなかそういう施設は利用できない。こういうことになるかと思います。そうした中で、鶴岡市は現金、現物支給を控えめにしたと、町村はそれを手厚くしたと、こういう構図というものを考えるにはなかなか難しいかと思うんです。タクシー券の発行でありますとか、ガソリン代でありますとか、あるいはボランティア活動の皆様方から移動の手段を確保していただくとか、様々な方法、手段はあるんですが、いずれにしても、2人がかりでないと容易でない。かといって、それを今度は現物、お金だけやればいいのか、それを家の中に閉じ込めておいてそれでいいとか、こういう考え方もそれはあると思います。しかし、何としても介護をする人というものに対しての考え方、これはやっぱり現物支給でないとうちにもならないのでないかなと。そこら辺をどう考えていくかというのは、現物支給というものとサービス基盤の提供というもののそういう狭間の中で、介護をする人にどれだけの手立てができるのかと、そういうことを考えていただきたいと思います。

なお、一言加えさせていただければ、遠隔地と中心部ではこうした考え方については大変利益の利便性のあるところとないところで圧倒的な格差がついてまいりますから、そのところは住民等しくサービスを受けられるその方法、手段に現物支給というものもあっていいと思います。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○板垣 博福祉分科会長 鶴岡市福祉課の板垣でございます。福祉分科会で、こちらにお示しをしましたように、42ページの資料は福祉分科会での考え方というふうになっておりますが、私どもの健康福祉部会についてはメンバーは全く同じでございますので、分科会で議論したことは部会の意見というようなことでよろしいかと思っております。ただ今お話がございましたように、私どもの特に福祉分科会の場合は、金額が違うと

いうもの、それからいろんな手当等を支給しているもの、していないというような調整でございますので、非常に調整の内容がはっきりと出てまいります。そんなことで、分科会の中では大変に苦慮をしたということで、何回か集まって議論をしたところがあります。その結論といたしまして、今も委員さんからもお話のございましたこういう方向がよろしいのではないかとということで、合意に至ったということでございますが、確かに現金、現物給付というものは、それなりに役割を持っているだろうというふうに思います。それは、世帯に対する支援というような形がかなり強いのと、委員さんもおっしゃいますように介護している人でありますとか、障害者自身ということよりも、障害者の方を世話をしている方とか、その世帯への支援というような意味合いが強いのかなというふうに思います。ただ、私どものほうでこの表を作りました趣旨は、現金、現物給付がなくていいとかというような話ではなくて、それはそれで役割を持っている。ただ、福祉の施策を進めていく上での大きな方向というものが2通り表れてきている。その傾向を見ようということで、この表を作ったわけでございます。鶴岡市の場合は、きょう会議を開いておりますこの施設は、知的障害者のデイサービスの施設でございます。こういう施設は、県内でもまずあまりない施設であります。支援費で行われておりますが、障害者の必要とする方に直接必要なサービスがいくという、そういう利点がございます。今この中でも考えておりますが、国のそういった施策の方向などを見てみますと、介護保険もサービスを提供するという形でありまして、支援費についてもサービスを提供していく、そういう形で進められようとしております。

また、振り返ってみますと現金、現物給付というものも確かにそういう形で充実してきたという経過もあるかとは思いますが、この施策の体系をそのまま合併するとか、しないとかにかかわらず、今後何年間もこういった方向でもって福祉の充実ということを進めていくということで、果たして私たちの市とか、町とかはもつんだらうかというような、正直大変中では厳しい議論をしたつもりでございます。そうした中で、これからはサービスを必要とする障害者の方に必要とするサービスがいくという、そういうシステムをきちっとつくっていくということが大切なんだらうということで、その方向を一つ持っていこうということであります。私どものほうの分科会、部会ですが、その特徴が先ほど申しあげました金額的な調整になりますので、例えば5,000円のところと1万円のところで、間を取ってそれじゃ7,500円にしようとか、そういうような議論というのはあまり好ましくない。どういう方向でこれからいくのかということを中心に据えて、それで進もうと。それからもう一つは、先送りというようなことはあまりしないで、きちっと方向を示していこうと、どういうふうな方向で進むのがいいのかというようなことをきちっとみんなで議論しようというようなことで進めたつもりでございます。その結果として各市町村の課長で構成いたします部会、分科会のほうでは、ご覧のような方向でということでございます。決して現金、現物給付がいらないとか、そういうようなことではございませんので、バランスの問題というようなこともございましょうけれども、サービスの提供を一番に据えたいということであります。

それから、周辺部と都市部というようなお話でございますが、確かに距離でありますとか、そういったものというのは、こういったサービスを受ける場合での障壁と申

しますか、行き渡りにくいとか、距離的な問題とかもあろうかと思いますが、そういったものについても様々な施策とか、あるいは新たなサービスでありますとか、そういったようなものを勘案しながら、できるだけ均一にそういったサービスが行き渡るような方向でやっていくということが新しい市が進むべき方向であろうということでございます。なかなかうまくは言えないんですが、確かにサービス提供基盤とかというようなものが少ないところは、押しなべて世帯に対する支援ということで、現金、現物給付が一定の意義を持っているということは私どもも理解しておりますけれども、これから先の福祉というものを考えた場合、その方向では適切でないのではないかとということでもあります。お答えになりましたかどうか、あれですけれども、そんな形で議論したところでございます。

○佐藤甚一郎委員 私が話す基本的なことは、いわゆる住民等しくといったときに、そこに差があってはまずいのではないかと、これが基本的に私考えることなんです。こういう基盤整備というふうなものでは、距離の差を縮めるために、中心ではなく、ちらばっているところでこういう事業をやれないかと、こういうことになるわけなんです。理論的にはそれが一番正しい方法、理論だと思うんですけれども、これはどうなんでしょう。そういう方法もこれからは考えていかなければならないのではないかと、どうでしょうか。

○板垣 博福祉分科会長 おっしゃられるような意味合いはよく理解しておりますし、そのとおりだというふうに思います。私どものほうの調整内容、後のほうで出てまいりますけれども、福祉タクシー券、ガソリン券などにつきましては、同様のことが委員から出されておまして、公共交通機関等移動のための社会的資源というのが乏しい町村の実情というようなものに配慮して、旧町村区域内での交通基盤でありますとか、障害者、高齢者の移動支援というようなものについて検討してほしいという、そういう強い要望が寄せられております。調整内容の中にもそういうことを記載をさせていただいたということでございますので、おっしゃいますように最終的な目標としては新しい市みんな等しく受けられる、これが本当の姿であるというふうに思いますし、それは当然のことだというふうに思います。

○佐藤甚一郎委員 大変力強いお言葉をいただきまして、住民等しくという、特に障害者、それから高齢者、こうした方々に対する行政の手当てというものの、それから行政の基本的な考え方というものは、そこには差別があってはならないという、この基本的なところではこれからもしっかりとやっていただきたいと思いますし、もしそういうものを、あそこは薄いからまず除いておけというような考え方をすると、これは福祉の意義というものは、たとえそれが2人や3人の欠落があるという場合においても、行政というものはそこで失敗という評価を受けざるを得ない、ということだと思いますので、そのところをこれからこの中に織り込めるかどうか、織り込むのかどうか、それは織り込んだほうが私はいいと思うんですが、そうした理念というものをきちっとした形で整理をし、新市の建設計画の中に織り込んだほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**本城昭一委員長** 今の質問、答弁の中で、福祉については市民平等にというのが基本理念になっているわけですが、それらを前提にしながらこれからの重要事務事業の検討をしていただきたいという意味ですが、集団基本健診についてもいろいろの差があるために経過措置として、ここは3年以内と各項目となっておりますので、その辺も含めて、この集団基本健診のところは一括して皆様方からご意見をいただきたいというふうに思います。

○**須藤栄弘委員** 似たような意見になるかと思いますが、この重要事務事業の調整で一番問題になるというのは、負担と給付でないかなと思っています。一般的に言われていますのは、サービスは高いほう、負担は低いほうと言われていたわけですが、このように調整される、原則で調整される項目というものが多くはないだろうと思います。今後いろいろ諸方面で負担と給付が出てくるわけですが、このような場合になったときに、合併全体のメリットが見えてこない、いわゆる住民の理解を得るといことは困難になるのではないかなと思っています。このことに関しまして、繰り返しになるようですが、ひとつコメントをいただければと思います。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 事務局ですが、我々のほうでも地域説明会とか鶴岡市でも行っておりますが、今一番厳しい状況と、お金の話というのは、非常に話としてはあれなんですけども、来年度の地方交付税等の状況を見ますと12.5%の削減とかますます厳しい状況になると。それで、我々の目標としましては、今のサービス体制をどのように維持できるかと。逆に今の状況で、より高いサービスをより低い負担でということはかなり難しい状況に陥っているのは明白なのかなと思っています。そういったことで今の福祉の関係では、先ほど説明しましたビジョンでも佐藤委員さんがおっしゃられたような内容での方向性を目指していくと、当然いろんな施策を持ちまして、サービス体制をそれぞれ構成市町村で行ってきたわけでございますので、そこでかなりの差が健康とかでは発生しております。ですから、見方としましては、そういったような評価が出るかもしれませんが、何とか現状を維持していくような体制を確立するために、今回その基本方針ということで、現物ということについては、評価は当然いたしますけれども、大きな方向性として、そういう持っていく方を検討したと、それが現物給付を受けられる対象となられる方につきましては、当然今まであったものが経過措置後になくなるというふうな、合併で何か悪くなったのかというふうに感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、逆に底辺が拡大されて、今まで対象でなかった方が今度は施設の恩恵を受けるというようなことになるかとも思います。はっきり合併すればこういうふうないいことがいっぱいあるよというふうにもご説明できればよろしいかと思うんですが、今の状況を考えますと、トータル的な見方を明確にご説明できませんけれども、今の我々の行政の目指す方向、住民の皆さんへの体制を維持していくという基本的な考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○**本城昭一委員長** 集団基本健診についてここに調整案がありますが、いろいろな違いを調整しながら70歳以上も対象とするということ、それから郵送と直接届けている問診票の配付方法も郵送の方法で調整する。これも3年以内というような、そういう調整、自己負担金も国の徴収基準により調整する。こんなふうに調整案が出ているわけでありまして。この基本健診では3年以内という調整にしようと、こういう分科会の調整案であります。ここのところは、こういう調整案がベターではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**須藤栄弘委員** 最初のほうの3年以内ということですが、我々が考えますと、健診項目の選択あるいは申し込みの対象年齢という調整に3年もかかるのかなと単純に考えますがけれども、それから問診票の配付方法も3年ぐらいかかるかなというような感じもしますが、ご説明をお願いします。

○**菅原敬一健康分科会長** いろいろ差異がございまして、それぞれ合併後3年間ということでの調整になっております。確かに金銭給付を伴います対象者の拡大だとか、それから免除制度の関係、大きいところで一括給付と負担ということで、二つで3年に対応してまいりたいというふうなことでございます。なお、委員さんおっしゃられました健診項目の取り扱い等早目に対応できるようなところにつきましては、これは合併からあるいは1年以内ということで、やっていけるところはやっていきたいというふうに考えております。でも、基本的には3年以内ということで調整させていただいたということでございます。

○**長南源一委員** 自己負担金が違う調整内容として、国の徴収基準により調整すると思いますが、現在の徴収基準というのはどうなっているのか、記載になっていないので教えてほしいと思います。

○**菅原敬一健康分科会長** 鶴岡市の1,300円になっております。

○**本城昭一委員長** 自己負担は、鶴岡市の1,300円が国の徴収基準であると、これにより調整をすると、ということだと思います。

○**須藤栄弘委員** 自己負担で1,300円、あるいはゼロから1,000円というものもありますし、その下には免除制度に違いがあるということですが、これは免除制度とゼロとどういう関係があるのでしょうか。

○**菅原敬一健康分科会長** 免除制度につきましては、鶴岡市が65歳以上無料、それから生活保護世帯と市県民税非課税世帯は、申請によりまして無料にするということですが、他の町村につきましては、すべて生活保護世帯だけというふうになっております。

○**須藤栄弘委員** そうしますと鶴岡市のこれゼロから1,300円となるのですか。

○菅原敬一健康分科会長　そうです。無料とか免除とか、それから65歳以上の負担はゼロです。ゼロから1,300円と、そういうことで記載したものですから、ここにはゼロからということは抜けております。

○須藤栄弘委員　ある程度これ統一記載のほうがわかりやすいという感じもします。

○菅原敬一健康分科会長　ただ、他の町村のところは検査項目によってゼロ円というところもあれば、500円になったり段階的になって、高いところで1,400円というふうなところもあるものですから、その考え方が違うものでございまして、そういうような点の違いがあるということでございます。

○須藤栄弘委員　この免除制度は、これも3年以内ということで記載あるわけですが、できるものは合併当時からこの無料制度を拡大適用していくということの考え方でしょうか。

○菅原敬一健康分科会長　できるところから先やられないかというお話、給付と負担ということで、かなり市町村で違うものですから、支払いの関係も当然相手の健診機関もございまして、そういうところも含めまして、給付と負担を一緒にというふうな考え方で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○須藤栄弘委員　すると、合併当時はできないということですか。

○菅原敬一健康分科会長　免除制度については鶴岡市方式ということで、これにつきましても、3年以内に合わせてやっていくという考えであります。

○本城昭一委員長　よろしいですか。免除だけ合併するときやれと、こういうわけにはいかないと思いますので。集団基本健診よろしいですか。

（「はい。」という声あり）

○本城昭一委員長　それでは、分科会調整案のとおりとさせていただきます。

全体一緒にということでありましたけれども、いろいろ数字もありますので、069の消化器検診、これは調整内容は鶴岡市の例を基準に調整すると、こういうことになっております。鶴岡市は1,000円ですか。その方向で調整をするということのようではありますが、いかがですか。3年以内ということですか。

○須藤栄弘委員　これも合併と同時にできないのですか。

○菅原敬一健康分科会長　希望としては、健康づくりですので、そういう気持ちもあったわけですが、検診の実施が一緒にやっているものもあるというよう

なことでございまして、あれとこれが変化して、これは変化しないというような、かえって現場の混乱等いろいろ考えられるものですから、すべて一緒にしていきたいということでございます。

○本城昭一委員長　いかがですか。

（「はい。」という声あり）

○本城昭一委員長　消化器検診については分科会の調整内容のとおりとさせていただきます。

それから次に、071の婦人科検診も鶴岡市の例を基準に調整するということになります。これも3年以内であります。負担金も下がりますので、調整内容でよろしいんじゃないですか。

○須藤栄弘委員　ちょっと知識不足ですけれども、マンモグラフィの導入が16年度からされるということですが、検診、料金体制を調整するということですが、ちょっと説明していただきたいと思います。

○菅原敬一健康分科会長　昨年マスコミで大分騒がれまして、厚生労働省も乳がん検診につきましては、従来の触診という方法には限界があると。マンモグラフィといいまして、エックス線になります。エックス線検査を優先させて、精度を高めて検診の効果を高めてくださいということで、16年度からそういう導入に向けて国はいろいろ通知を出しておりますが、それにこたえるために地域ですぐに機械が億単位であったり、それから技術者の確保とか、読影、医師の技術的な問題とかいろいろありますので、受け入れできる施設等も調整をしながら段階的に医師会の協力を得ながら体制整備をしていかなければならないというふうな、そんなところでとりあえず16年度に向けて調整をしながら新たな料金体制に組んでまいりたいというような考え方でありま。

○遠藤純夫委員　今のやつは、3年以内にエックス線の導入ができるということで理解していいわけですね。

○本城昭一委員長　3年以内にエックス線の導入ができるという理解で良いかということですが。

○菅原敬一健康分科会長　調整をする中で、これは3年待たずに導入できる体制ができればやっていきたいというふうになるかと思います。新たな体制づくりをやっていくと。

○本城昭一委員長　婦人科検診はいかがですか。エックス線導入も含めて3年以内と、こういう調整案であります。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そういうふうにさせていただきます。

次に、人間ドックであります。これは先ほど言いましたように経過措置5年以内ということでございます。対象者の相違については、当面現行どおりとし、対象年齢を統一することに調整をするということで、別紙参照ということでございます。次の委託料に相違があるということについても、鶴岡市の例を基本に調整する。自己負担金に相違がある。これについても当面現行どおりとし、国保事業と合わせて調整する。こうすることで5年という調整内容であります。

○**須藤栄弘委員** 対象年齢ですけれども、若年層においても、生活習慣病というのがかなり拡大しているという傾向にあらうかと思えますし、年齢を統一する方向性として現段階で考えておられることがあれば、お願いします。

○**菅原敬一健康分科会長** 現時点では、はっきりこの年齢からこれまでというようなことまでは確認されておられません。通常40歳以上が国の基準というようなことになりますので、そういうようなところ、あるいは下げるといったことなども含めて、あるいは上限を設けているところもございますので、温海ですと65歳とか、上限をもっているところがございますので、あるいは鶴岡市とか、そのほかのところは青天井というところもございます。利用している方々の年齢等も考えながら、より生活習慣病対策に効果的な年齢といったところを研究してまいりたいと、その上で調整してまいりたいというふうに考えております。

○**本城昭一委員長** 人間ドックの調整案、分科会の案でいかがですか。

○**須藤栄弘委員** 一つ一つで恐縮ですけれども、一泊というのがある町とない町があるわけですけれども、これについての方向性はどうなりますか。

○**菅原敬一健康分科会長** これにつきましても、鶴岡市のやり方に準じて拡大をしていきたいというふうに考えております。一泊をやっているのは鶴岡市と羽黒と櫛引、その他4町村につきましては、日帰りだけとなっておりますので、その辺につきましては、拡大をしてまいりたいとうことでございます。

○**長南源一委員** これから5年をめどに調整するということのようであります。新市のまちづくりビジョンの4の中に、総合的健康づくりの推進というような項目があるわけです。これは大きい新たな政策として何か打ち出すという手もあるかとは思いますが、健診とか、栄養指導とか、こういう部分は予防的な面でこれから大変重要なことだと思います。そういう意味では、例えばこれから調整する人間ドック、基本的な健診の部分については鶴岡市の例によってやや低い予算に抑えられているというふうな状況があるかと思えますけれども、これから人間ドックなんかについては、負担の面

とか、年齢の面とか、いろいろとこれから調整に入るかと思いますが、そういう面からいえばできるだけ高いサービスというか、低い負担でいいサービスを受ける、いい健診を受けるような、そういう一つの方向が、例えばまちづくりビジョンと合致した中で、住民から理解を得られる、わかりやすい一つの方向ではないかなと、私はそんなふうに思います。この財政的なところを見ますと、健診事業では1,020万ほどプラスになっていると、そういう財政試算の計算もあるようですけれども、新たな施策を展開するには、また何か当然財政的な裏づけもある程度必要なんだろうと思いますけれども、一つの方法としては、そういうふうに今最も関心の高いところに重点的に新たな事業をやって、調整の中で重点的にそこに財政的なものをしていくという方法も私はあるのではないかと。そのことは住民にとって非常にわかりやすくこれから合併の座談会などで理解を得られる一つの方法になるのではないのかと、こんなふうにも思います。

○**本城昭一委員長** 今のご意見に対して特にありませんか。

○**菅原敬一健康分科会長** この金額が低いか高いか、あるいは今後の調整のあり方ということで、どういう数字が出すべきか今後の課題に触れられたのかと思いますけれども、従来からの健診事業も含めると、生活習慣病の1次予防というんでしょうか、予防に振り向けるために大きな効果があるということで、これからの考え方としてはそれをじゃっ起するための健診の充実という考え方で取り組んでまいりたいというふうに考えております。確かに自己負担等の考え方につきましては、若干それぞれの市町村でニュアンスが違っても思いますが、全国的なすう勢等もございますので、それらも参考にしながらいろいろ検討させていただきたいと思います。

○**本城昭一委員長** いかがですか、人間ドック、分科会調整案でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうことにさせていただきます。

次に、21ページの020社会福祉協議会運営費等補助事業、これにつきましては合併までという調整内容であります。先日の説明には社会福祉協議会が1市に一つと、こういうことを前提にしながら調整の方向が検討されたようでありますが、現状の補助水準を維持することを前提とした基準の作成をし、合併まで調整をすると、こういうことであります。これはいいでしょうか。

○**須藤栄弘委員** 社会福祉協議会の重要性ということは十分認識しておりますけれども、各市町村のそれぞれの社会福祉協議会で固有事業を持っておられる協議会が数あると思います。これらの事業についてはどのようにしていくのか。また、社会福祉協議会自体でこの合併に対する考え方といいいますか、協議がされていますかどうか、お願いします。

○**板垣 博福祉分科会長** 社会福祉協議会におきましては、既に合併の行政の組織とほとんど同じような形で各市町村から委員の方を出していただいて、合併協議会も既に立ち上がっております。今まで2回ほど集まって会議をしております。現在私どもが進めておりますのと同じように、各社協で行っております事業の洗い出しというような作業をしているというふうに伺っております。その洗い出しの作業の中で、それぞれの社協で、独自にやっておられる事業とか、そういったようなものもその中で出てくるだろうというふうに思っております。協議につきましては、実質的な事務事業の調整というのは、これから進めていく部分かなと思います。

○**須藤栄弘委員** 各福祉協議会で持っておられる固有事業についての今後の方向性についても。

○**板垣 博福祉分科会長** 固有のそれぞれの社協が独自でやっておられる事業ということですが、そういったものについても社会福祉協議会の合併の協議会の中で協議をしていただくということでございますので、今のところ私どものほうでこういう方向性というようなものはまだ聞いておりません。今後協議するというのを伺っております。

○**須藤栄弘委員** それから、今現在合併すれば市町村に一つということだそうですが、現在各市町村にある福祉協議会の位置づけといいますか、役割といいますか、どのようになっていきますか。

○**板垣 博福祉分科会長** それぞれ社会福祉法人として、それぞれの地域福祉や自治体の福祉を支える貴重な団体ということでもありますけれども、規模等を申し上げますと、地域福祉というような、社会福祉協議会というような組織で運営しているところに介護保険でありますとか、支援費でありますとか、そういった事業を積極的に展開している社会福祉協議会というようなことで、様々中身については差異があります。職員数で申し上げますと、一番少ないところは3人というような職員の社会福祉協議会もございますが、一番大きいところでは293人で、それぞれの町、市、村においてそれぞれ役割を持っているということでございまして、事業社協と俗に言われております、介護保険でありますとか、そういったような事業を積極的に展開をしているという社会福祉協議会につきましては、鶴岡市と櫛引町さんと、この二つが割合そういう性格が強いということでございまして、このほかの社会福祉協議会については、従来の地域福祉型の社会福祉協議会、あと温海町さんが若干居宅介護なり、そういったものも出てきておりますので、鶴岡、櫛引、温海といったところが事業型かなというふうな感じです。

○**須藤栄弘委員** それぞれ固有事業を行っている中で、この運営費補助というのは現在ある社会福祉協議会をどんな形で維持していくのかわかりませんが、維持していくとなれば運営費補助というものは、例えば旧町村単位に交付をするのか、まだそこまでいっていないとすればいいんですけれども、運営費の補助というのはどのような

にお考えですか。

○**板垣 博福祉分科会長** 運営費の補助という点については、ほとんどのところが人件費補助というような形を取っておりますので、合併した後の社会福祉協議会さんがどのような形で、どのような事業をおやりになるかというようなことと綿密にかかわってくるだろうというふうに思います。ただ、私どものほうで調整の中に書きました現在の補助水準を維持することを前提にと申しますのは、今社会福祉協議会さんで担っておられる仕事というのを合併した後も社会福祉協議会さんがやってくさるであろうと、この事業は合併したらやめまうとかというようなことでなくて、引き続き継続をしてやっていただけるということを前提にして、そういうような補助をしていこうということでございますので、ただ社会福祉協議会さんがどんなふうな形になるかというようなことがまだきちっと見えておりませんので、行政から社会福祉協議会へ補助金をそういった基準でお渡しして、あと中でそれぞれどのような形になるのか、例えばどこどこ支部みたいな形になるのか、それはこれからの協議の中で話をしていたきたいと考えております。

○**須藤栄弘委員** すみません。もう一点ですけれども、会費制というものがあるわけでございます、この会費につきましても、各市町村とも格差があるだろうと思います。この辺は、納入率その他もあると思いますが、これについても当然調整を図っていくのかそれらについて現時点でわかる範囲でお願いします。

○**板垣 博福祉分科会長** 会費につきましても、500円から2,500円まで大変開きがございまして、社会福祉協議会の合併に関する非常に重要な事項というふうに位置づけて、社会福祉協議会でこれから調整を図っていくというふうに聞いております。どんなふうな調整をするかということ、現時点では私どももまだわかりませんので、これから調整をするということだけです。

○**本城昭一委員長** 社会福祉協議会の合併の進捗については、たまに新聞に出ることもあるようでございますが、1市1団体ということで調整をされているようでありますし、その自主性に基いた運動方針、活動方針に基づいて、新しい市も補助を出す。その水準は現行を下回らないと、こういうことの調整だろうというふうに思います。それは合併までやる必要があるということで、合併までの調整ということになっておりますが、いかがでしょうか。そういうことで皆さんご了承いただけますか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** では、ここはそういうふうにさせていただきます。

次に、重度障害者介護者激励金支給事業であります。これも合併までということになっておりますが、県事業廃止に伴い、合併まで事業を廃止する。廃止するという言葉が出てきましたので、ここをもう一度説明してください。

○板垣 博福祉分科会長 それでは、まず最初にちょっと訂正をさせていただきたいと思います。次の０３４のところでありますけれども、これの調整内容の一番最初のところに、所得税非課税世帯というふうに記載をしておりますが、これ所得税３万円未満世帯でございましたので、大変申しわけございません。説明資料のほう訂正いたしたんですが、こちらのほう訂正漏れてしまいました。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

それで、０３３と０３４は関連をいたしますので、一緒にお話をさせていただきたいと思います。重度障害者の介護者激励金と申しますのは、そのまま記載のとおりでありますけれども、在宅の重度障害者の方を介護している方にこういう手当を差し上げるという制度でございますが、０３３のほうは県事業で、県のほうから補助金があるという事業でございます。県のほうから４万円のお金が市町村に出てくる。そのお金を支給するという事業でございます。それで、この４万円に對しまして、鶴岡市ちょっと抜けておりましたけれども、鶴岡市では４万円をいただいて４万円そのまま出します。それから、藤島町さんはそれに１万円を足しまして、５万円というような形で出す。羽黒町さんも１万円を足す。櫛引町さんは２万円を足す。三川町さんは鶴岡と同様でそのまま４万円というような形であります。以下同様に上乗せをして出すというものでございます。

それで、説明資料の４２ページのほうに細かく書いてございますので、こちらをご覧いただければというふうに思います。これは介護保険のほうで行っております寝たきり老人の介護者激励金とほとんど似たようなシステムのものであります。それで県の補助事業というものが平成１６年度で廃止をされるという予定になってございます。そういったことから、県事業廃止に伴って合併までに事業を廃止すると申しますのは、上乗せのない鶴岡市と、それから三川町については県事業廃止に伴いまして、県から来たものをそのままお渡しするというような形の事業でございましたので、それは県から来なくなりますので、廃止をさせていただきたいということでございます。

それから、上乗せをして実施をしている町村につきましては、これは先ほど申し上げました寝たきり老人介護者激励金のときも同様であったんですけれども、町村が肩代わりをして実施をするというような町村がありましたので、そういうような上乗せをして実施をするという町村につきましては、その次の０３４のほうに移行することによって、この０３３のほうの事業については合併までに廃止をいたしたいということでございます。それで、こちらのほうで廃止というような言い方になってございます。

それで、その下の０３４のほうになりますけれども、こちらのほうは同様の寝たきりの障害者の介護者の方に激励の金品を支給するというものでございますけれども、これも鶴岡市から温海町まで書いてございますが、かなり開きがあるものでございます。こちらのほうの調整内容を見ていただくとわかるんですが、所得税の３万円未満の世帯、これは先ほど申し上げました０３３の対象世帯であります。県事業の対象世帯、これも対象世帯に加えて経過期間５年間は実施をいたしたいということであります。経過期間中に段階的に金額の調整を行うということで、最終的に鶴岡市の例を基本に調整をするというような方向でございます。これは、先ほど申し上げました寝たきり老人介護者激励金、これも介護保険が始まりまして、激励金制度も既に県のほう

で廃止をしたものでございますけれども、これと同様の取り扱いをするというような内容でございます。

○**本城昭一委員長** 説明よろしいですか。ご意見ございませんか。

○**佐藤甚一郎委員** これは、各町村で随分違いがあるものだなと感心しているんですけども、県の事業というのを私どもは支援してやってきたわけで、それに上乘せするという形をずっと続けて来たわけですが、介護保険制度の導入によってなのかどうかわかりませんが、県はやめたというようなことだと、これ自体は非常に乱暴なやり方だと思うんですけども、これは実際金額的には各町村いくぐらい出ていますか。

○**板垣 博福祉分科会長** 資料の50ページに書いてございますけれども、こちらのほうに県のほうの補助事業の対象者、これは14年度の実績でございますが、鶴岡市が11件、それから藤島町が4件、羽黒町1件、櫛引町1件、三川町ゼロ、それから朝日村4件、温海町5件というような、そういうような実績になっております。

○**佐藤甚一郎委員** これは、せき髄損傷者が多いかと思うんですが、こうしたことを県がやめたということで、はいそうですかというふうになりましょうか、実際現場で。それで、県は町が足し米をしろと言っているか言っていないか、よくわかりませんし、それからまた国もそうした点について、地方交付税の中で考えているのかいないのか、そういう点も含めて、この問題は考えていく必要があるだろうと思いますが、その辺の見解はいかがですか。

○**板垣 博福祉分科会長** 県のほうの事業が終わるということで、どういう考えで補助金をおやめになるんですかということで私もお聞きいたしました、お答えといたしましては、先ほど一番最初にこの場で議論になりました現金給付という手法が果たして行政手法としてどうなのかという議論が県の中であったというふうにお聞きいたしました。それで、これをやめるということで、6月ごろに代替の施策ということで、介護者の方々を慰労するというような、寝たきり老人介護者激励金のときも同様にそういう代替のサービスなどもお考えになったようですけれども、これと同じようになるかどうかは、ちょっと今の段階ではわからないけれども、代替の慰労を考えたような、そういうものをお示ししたいというようなお話でございました。

それから、介護保険のほうでは、介護保険が整備をされまして、様々なサービスを受けるといったような基盤がある程度整ったというようなことで、介護者激励金のほうは廃止になったというようなことでございまして、こちらのほうも施設整備などサービスを提供するという基盤がある程度整いつつあるというようなことで、それと連動した現金給付という手法がなかなか行政手法としてどうなのかというような議論の中でこれが廃止になったというようなことでございます。

○**佐藤甚一郎委員** 代替はともかくとして、考え方はサービス提供の場へこうした方々は移動できないんです、実際問題として。私はお祭りのようなところに連れていくた

めに1回手伝いしたことがあるんですが、とてもじゃないけど、大変です。でも、本人はそれを楽しみにしておりましたから、それはそれでいいんだなと思いましたけれども、常時そういう状態にはならないんです。絶対ならないんです。ですから、そのところをそういう限られた部分、特化する部分というものは、これは必要だと私は思います。ご検討いただきたいと思います。

○**板垣 博福祉分科会長** 1度訂正をさせていただいて、また訂正ということで、大変申しわけございません。訂正をきちっとする前の資料で出てしまったようで大変恐縮です。033のほう、金額が月額で4万円というふうに書いてございました。これ年額の4万円でございます。大変失礼いたしました。

それから、ただ今のご意見につきましては、私どものほうでも部会の中で確かに議論になっております。ただ、確かにないよりはあったほうがいいというのも当たり前ですし、私どものほうでは1万円より、2万円のほうがいだろうと、そういうことでございますが、最初に申し上げた私どもの議論の方向性ということからいって、県がやめました、はいそれではそれを私どものほうで肩代わりしますというふうなことでは進まないであろうということでもあります。それから、今お話ございました移動のための手段というようなものにつきましても、支援費制度というものがきちっと使えるという、そういう体制が整えば、ヘルパーさんから来ていただいて、移動支援というふうなことも可能になります。お金で差し上げてという手法ではなくて、移動するためのそういうサービスを提供していく、そのための体制を一朝一夕で全部にみんな行き渡るかと言われれば、それは大変かもしれませんけれども、そういうサービスを提供していくという方向で考えていくというのが本質ではないかなというような考え方であります。この移動支援のためのヘルパーというようなものはかなり都会のほうで、全国的にも相当需要が伸びているというようなことでもありますし、鶴岡市においても、ヘルパー制度支援費の中で、ホームヘルパーの需要が約40%ぐらい伸びております。そんなことでございますので、最初の議論にまた逆戻りをするようで恐縮でありますけれども、そういったことから廃止というふうなことでさせていただいてございます。

○**本城昭一委員長** この資料今、月4万円を年4万円という訂正ありましたが、この下のほうの上乗せも年ですか。

○**板垣 博福祉分科会長** はい、そうです。

○**須藤栄弘委員** 端的に言いますと、033は合併まで廃止して、034も5年以内に花鉢に変えていくと。端的に言いますと、このような状況でありますか。

○**板垣 博福祉分科会長** 033のほうは、端的に申し上げますと、県事業を町で来年度肩代わりをするというところにつきましては、034のほうに入ってもらいまして、5年間経過で行って、その後に花鉢に変わっていくということでもあります。033のほうで県事業廃止に伴って廃止をするというところにつきましては、そのまま廃止の

まま、廃止になっておりますので、０３４のほうに移りようがございませんので、廃止という形になります。

**○須藤栄弘委員** 今温海の佐藤さんからも意見が出ているわけですが、在宅で介護されている方のご苦労というのは大変なものでないかなと思っています。いろいろヘルパーあるいは移動等に関しましていろいろな支援制度があるとはいいながら、寝たきりの人を介護させては、うちの人にはかなわない。その人に対してのプロであるとは思っています。施設利用できればそれに越したことはないかと思っておりますけれども、施設も利用できないあるいは在宅で介護されているということになりますとその格差がかなり大きいわけです。介護保険の立法の精神は在宅を支援していくというのが立法の精神かなと思っておりますし、大変重要な事業であると思っておりますので、そこは考察を要するのではないかなと思っております。

これがいわゆる０３４のほうですが、これを取り入れた場合に、対象者あるいは金額的に大体どのくらいになっていくのか再度お尋ねしますが、花鉢というと値段的にどのくらいなんですか。

**○板垣 博福祉分科会長** 花鉢につきましては、大体１，６００円から２，０００円程度の間のものがございます。その程度のものがございます。それから、ただ今の在宅で介護をされている方の労というのは、確かにそのとおりではあるとは思いますが、これも何回やっても同じところに議論がいつてしまつて大変申しわけないんですが、私どもの最初の大前提でありますサービスの提供というところに力点を置いて進めていこうということでもあります。人数的には０３４のほうは鶴岡で花鉢を差し上げている方が３７人ですが、藤島町さんのこの事業については３人該当者、それから羽黒町さんが８人、櫛引さんが３人、それから三川町さんが２人、朝日村さんが５人、温海町は１人というような状況でございます。金額的にこのくらいならばやれるのでないかというようなお話かもしれませんが、これと同様の事業でけたが二つくらい違う、寝たきり老人の介護者激励金というものがございます。こちらのほうと調整を取っていきませんか、やはりうまくないのかなということで、こちらのほうこれは金は何ぼで済むからできるとかというような問題ではないのではないかなということで、私どもの分科会の中でもこのくらいならできないのかというような、そのような議論も確かにございましたけれども、そうではなくて、このような形できちつと方針を出していこうということで、このような結論になったわけでございます。

**○須藤栄弘委員** ０３３—０４８ですか、寝たきり老人等介護者激励金支給とすれば、こちらには障害者ということもついておるわけですし、今説明ありましたと同じような議論になるといいですか、対象者、金額等もそんなに財政負担が大きいのではないかなと思ひますし、私としては一考察を要望いたします。

**○遠藤純夫委員** ０３３ですが、また廃止という言葉について抵抗がありますが、この場合に経過措置を置きますと、これだけは合併までというようなことで廃止とここにうたわれておるわけでありすが、これも県事業の廃止に伴いとなつてはありますが、

これも理解はいたしますが、ちょうど合併と絡んで、この廃止が16年度というのは大変悪い時期ではないかと思います。それはそれで仕方のないことかというふうに思われます。ただ、ここでこの廃止というふうなことも、まずこの経過措置を置いて何とかこのものを薄くして、今までの提供者にも何とかこの経過措置の中で救う方法は、これも合併の一つの大きな福祉に対する問題ではなからうかというふうに思われますが、その辺についてはご検討なさいましたのかどうか、お伺いしておきたいというふうに思います。

**○板垣 博福祉分科会長** 先ほどご説明いたしましたけれども、033のほうの県事業廃止のものにつきましては、これは町村で16年度に肩代わりをして、事業を残すというところにつきましては、034のほうに移して、それで5年間の経過期間を実施するということでございますので、実質的には033のほうは経過期間が5年あるという形になりますが、上乗せをしていなくて、合併を待たずに16年度で廃止をするという自治体もありますので、廃止というような形で書かせていただいたところあります。実質的には下のほうに移ってくるということでもあります。

**○本城昭一委員長** これは、16年度は合併しておりませんので、各町村でそういう判断で、034のほうに移行して継続するところもあると、こういうことだろうと思うんです。今までの説明で、この033の廃止は県事業の廃止ということでございますし、その中で継続する町村は034に移行して継続をすると、こういうことの調整があります。そういうことでいかがですか。県が廃止するのはけしからんと言っても、ここではどうしようもないことですから。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

**○本城昭一委員長** 033と034はこういうことにいたします。

それから、036も経過措置3年ということで、また下のほうには経過期間の事業廃止ということも出ておりますので、たびたび繰り返すようですが、この件についての説明をしてください。

**○板垣 博福祉分科会長** 036 重度心身障害児養育手当の支給事業でございます。これも、細かいことは42ページのほうに説明が書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。在宅の重度心身障害児を養育している保護者の方に手当を支給する制度ということでありますけれども、所得要件がないということであります。それで、藤島、三川、朝日、温海町につきましては、特別児童扶養手当、これは法律によって支給される手当であります。年間で61万3,200円支給されております。これの非該当者への支給ということになっております。この特別児童扶養手当は所得要件がございますので、所得のある方については支給されないという場合があります。それで、非該当者への支給ということになっております。鶴岡市につきましては、年5,000円慰問金というような形で年に1回差し上げております。それから、羽黒町は年に4万円、櫛引町は年間6万円でありますけれども、これは手当との重複の支給と

いう形になっております。それから、朝日村と温海町には要綱と申しますか、支給する仕組みはございますが、対象者はゼロとなっております。

調整の課題でございますけれども、鶴岡市の対象者が145人ということでありまして。櫛引町の年6万円というような制度を導入いたしますと、鶴岡で大体870万ぐらい財源が必要になってまいります。それから、先ほど申し上げました特別児童扶養手当、これ金額がちょっと違ってありますが、15年の4月から変更になっておりまして、61万3,200円に変わっております。この額が出ているという方に対して重複をして支給しているということでもあります。それから、所得要件によって県事業と書いてありますけれども、特別児童扶養手当が非該当になったという方に対して、市町村が代替をして給付をするということが必要かどうかというようなことを調整上の課題として議論をしたということでもあります。

議論の結果、調整の方向でありますけれども、5年間の経過期間を設けて、その後鶴岡市の例を基本とした調整をするということでございますので、端的に申し上げますと、年5,000円の慰問金のような形に切り換えをさせていただきたいということでもあります。それから、特別児童扶養手当の非該当者への支給、これは藤島町、三川町、朝日村、温海町で実施をするという形になっておりますが、これは所得要件によります本来の手当の支給がないという方に支給するということでございますので、独自で市町村が実施をするという意味合いはちょっと薄いのではないかとということで、現在受給者の方のみ3年間の経過期間を設けてその後に廃止をいたしたいという内容でございます。そのことがこちらの調整表のほうに2段に分けて書いてございます。上のほうが市町村独自事業で、それを鶴岡、羽黒、櫛引というところの金額が違っているというもので、これは5年間の経過期間で鶴岡の例を基本にして調整をしたい。それから、下のほうの欄につきましては、これは現在受給しておられる方が藤島町に1名、それから三川町に1名おいでになります。ほかは支給できる仕組みはありますが、該当する方がおいでになりません。それで、藤島町につきましては、対象者が現在17歳ということで、16年度に18歳になって、支給の要件から外れますので、実質的に藤島さんは対象者がなくなるという状況でございます。三川町さんの年6万円という支給が対象者1名という形で残ります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、所得が多いということで、本来の手当が支給されないという方に市町村が代わって支給をするという仕組みでございますので、3年以内に廃止をいたしたいというような内容であります。

**○本城昭一委員長** わかりました。この項目についての質問、ご意見ございませんか。いかがですか。ただ今調整内容についての説明がございました。これでよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

**○本城昭一委員長** それでは、この項は調整の内容に基づいてお願いしたいというふうに思います。

次に、032—064紙おむつ支給事業であります。これも経過措置3年以内とい

うことになっておりますが、ここに調整内容が書いてあります。この項について皆様方から質問、お考えをお聞きをしたいと思っております。今度は資料の４３ページであります。

**○須藤栄弘委員** 調整内容に記載してあるんですけれども、これはいわゆる介護保険の今度第３期ですか、それとの関連の記載かなと思いますが、その辺お願いします。

**○山木知也高齢者福祉分科会長** 高齢者福祉分科会の鶴岡市介護サービス課の山木でございます。高齢者福祉分科会との関連の調整内容になってございますので、私のほうから高齢者福祉分科会での紙おむつ支給に関する調整についてまだ入ってはおりませんけれども、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

お手持の調整表の２７ページでございます。０３３—０４１寝たきり老人紙おむつ支給がございます。ここにおきまして、先だっでご説明を申し上げましたように、所得要件、対象者年齢、それから給付内容等々各市町村でかなり異なっているというような状況があるということでご説明を申し上げました。その際現在羽黒町において介護保険事業の横出しといたしまして、事業が行われているということがございます。今一つは、国、県の補助事業で行われているという、これはすべての市町村共通でございますが、それ以外の方について対象にしているという状況でございます。したがって、これらの調整のために羽黒町で行われております市町村特別給付上乗せ事業、横出しというような形で新たに保険料としてご負担をいただきながら、またそれと公費をセットいたしまして、新たな基準を策定したいということでございます。したがって、委員ご質問のとおり、第３期の介護保険事業計画の中で高齢者の紙おむつについて検討を行い、その上で障害者の紙おむつがそれとバランスを取ると、そのような内容ということでございます。

**○本城昭一委員長** この資料には介護保険施策の動向を見ながら１７年度に新たな基準を作成するという調整方法が示されておるわけですが、そういう調整内容でよろしいですか。

（「異議なし。」という声あり）

**○本城昭一委員長** では、そういう調整内容で進めたいと思います。

次に、２４ページ、０３２—０７０福祉タクシー券助成事業であります。これも５年の経過措置ということになっておりますが、調整内容は最終的に鶴岡市の例に近づける。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等障害者の移動支援策を検討すると、こういうことになっておるようであります。

**○須藤栄弘委員** 最終的に鶴岡市の例に近づけるとあるわけですが、内容的に大変複雑になっているようで一目ではなかなかわかりませんが、内容的に見た場合、鶴岡市は上なのか、下なのか、中ほどののか、全体的に見ましてどの程度の内容なものでしょうか。

○板垣 博福祉分科会長 鶴岡市の場合、１級から３級までというようなことで、年間２４枚、一部移動障害など、障害の種類によっては３０枚というような給付枚数でございますけれども、なかなかこれ対象となる方の障害の等級でありますとか、そういったものが委員さんがおっしゃられるように一概に横一列に並べた比較というのは難しいんですけれども、この１市５町１村の基準でいきますと、鶴岡市は大体下から２番目ぐらいかなという感じがします。ただ、これ最初の説明と一緒にですが、県内の例とか、いろいろ例を見ますと、やはり町村部で大変充実をしているというような傾向があるようです。市の例をちょっと申し上げますと、山形市は鶴岡とほとんど同じ内容であります。年間２４枚の基準であります。それから、米沢市は同じく年間２４枚で、耳の聞こえない方と、それから上肢に障害のある方については、２級までというようなことで、鶴岡市より対象が狭まっております。それから、酒田市につきましては、タクシー券ということではなくて、何にでも使える福祉券というような券のようでありますけれども、５００円の券が１２枚というようなことで、この合併の町村の中の基準だけを見ますと、下から２番目ぐらいかなというような感じでありますけれども、県内全体の同規模の類似団体の例からいけば、鶴岡市の水準というのは、割合に高いほうではないのかなというふうに思っております。

○須藤栄弘委員 今も説明ありましたように、市街地と町村ではそれぞれここにも書いてあるわけですが、交通等についてかなり違いがあるのが歴然としていると思いますし、その辺も十分考慮した形で調整をしていただきたいと思います。

○佐藤甚一郎委員 このタクシー券の調整内容のところに、交通基盤整備等とありますが、これは道路を整備するんですか。

○板垣 博福祉分科会長 様々あるかと思います。一番考えられますのがいろんな自治体で行っておりますバスを走らせたりとか、あるいは移動のためのボランティアの団体の方々が鶴岡でやっておりますけれども、ミニバンディキャブという移送のサービスでありますとか、あるいは最近移動サービスについて、道路のいろんな法的な規制が緩くなるというような報道もございましたので、そういうようなことによるＮＰＯ法人が何か事業を行うとか、様々な方法があるかと思います。そういったようなことを総合的に検討するというようなことで考えております。

それから、一つ先ほど申し忘れましたけれども、０７０と０７１のこのガソリン券とタクシー券は、選択制というのが鶴岡市のやり方でございます。そうしますと、現在藤島町さんはせき髄損傷の手帳をお持ちの方だけが月４６２円の１２枚というガソリン券ということになります。これが調整をいたしますと、タクシー券と同様のものです。８００円の１２枚というようなガソリン券と選択ができるというような形になります。それから、櫛引町さんについてはガソリン券を選択するというような制度が現在ございません。ですから、タクシー券というような形であったものがガソリン券を使って、ガソリンという形で支給を受けるというようなことも可能になるかと思えます。それから、朝日村、温海さんも同様でございます。そういうようなことで、一

概に比較というのは難しいわけですが、ここにはそういう交通基盤の整備がないというような事情があるところについては、そういう障害者控除を受けられる車両というふうな縛りはございますけれども、障害者の方を家庭で面倒を見てると、世話をしているというような方が車でもって税の控除を受けているというようなものについては、ガソリンという形で、新たに支給を受けることができるというような形もこれから生まれてくるというようなことであろうと思います。

○佐藤甚一郎委員　今タクシー券の利用者が結構多いそうです。いい制度だと思います。それから、バス会社の話なんです、バス会社でも今年間3万円契約とか、そういうような形で話に乗るんでないかと、そういうこともあるんですが、やはり人様の車に乗るとするのは、障害者にとってはなかなか面倒くさいんです。ですから、これはまた当然のことながら介護者がついていかなければならないと、こういうことなんです。バスに乗るにしたって、これは路線が決まっていますから、場合によっては2回、3回乗り換えしなければならないということだってあるわけです、貸切バスではないわけですから。どれ一つ取ってもなかなか一つで完璧なものというのはいわゆる完璧なもので、それを組み合わせると、どのように組み合わせるとというのが一つの形かと思うんですが、バスが来なければじゃどうする、そういう地域に住んでいる人たちの移動手段では、今おっしゃいました家族の移動、これはガソリン券でいいだろうというふうに思いますし、それにしたところでガソリンは基準があって決まっていると思うんですが、ガソリンだけではとてもじゃないけど、ガソリン代をもらう程度のもものではなかなかおっくうで、そこに行かないと、こういうことはあると思うので、その辺のところは基盤整備というのでありますから、ちゃんとした移動の方法、手段というものを考えて、行政が決めて、これでやりなさいよというのではなくて、いわゆる利用する方が何を選択しますか、メニューはたくさんありますよと、こういう相談を絶えずしながらやらないと、最初に言った理想に近づけないのだと思います。その辺のところをどうやってやっていきますか。

○板垣 博福祉分科会長　大変大きな課題でございます。このタクシー券の調整は、正直申し上げて一番時間がかかったものであります。それで、私どもの福祉分科会といたしましては、福祉分科会の枠を超えまして、単に障害者の方、高齢者の方だけではなくて、合併をするというところでの周辺の町村の方々の区域の交通手段、あるいは移動手段の確保というのが大きな問題ではないのかと、健康福祉部会だけの話ではなからうということで、合併の事務局のほうにその旨もお話を申し上げました。その結果、このまちづくりビジョン4というところに交通ネットワークの整備というということで、一つ起きております。その中に路線バスなどにより高齢者や障害者などの生活交通を確保しますということで、こちらのほうは企画分科会の担当になるかと思いますが、そういうことで高齢者あるいは障害者の方々の生活交通の確保というようなことについては、福祉だけの問題ではなくて、合併の一つの大きな課題でありますというようなことで位置づけをしていただいたというふうに理解をしております。どういうふうに進めていくかということにつきましては、またこれから総合的に様々な組み合わせ方があると思います。先ほど申し上げたようにNPO法人がこれから立

ち上げてやっていくというようなことも法律的には可能になったようでありますし、あるいは先ほど申し上げたガソリン券でもって、家族の方がその分を担うようなこともできましょうし、様々な方法を考えて進めていく。あるいは路線バスなどというようなことも書いてございますので、そういったところも福祉のサイドから働きかけていくというような方法もあろうかと思います。

○**押井喜一委員** 今までは、福祉事業に関していろいろ調整項目で説明もございましたし、ただ今タクシー券について議論しているわけですが、事務局サイドで言っている現金給付あるいは現物給付ということから、制度の整備ということについては理解できるわけですが、そういった明確な制度の整備あるいは交通網の整備、そういったところの整備が整ったらこうしたいろんな制度をそこで見直すというのが私はこれから進めていくべき方向ではないかというふうに思います。各町村間で政策的な違いでこのような差があると思います。このタクシー券助成以外であるいはもっと厚く支援する。あるいは薄く支援するという、そうした部分の一部のところを取り上げて藤島が一番いいので将来的に年次的に引き下げて鶴岡並みということは、少し今まで我々各町村として暮らしてきたあるいは過ごしてきた人から見ると、こういった政策が成り立ったのは社会的な弱者なり、地域の環境ということで出てきた政策だということをまず前提にしなければならないのではないかというふうに思います。今まで何も言わなかったんですが、この内容について本当にまだまだ制度的に不備な点がある中で、明確に年次的に、段階的に引き下げようかなというような、こういったことで果たしているのかと。合併によって新たな行政スタイルの中でこういうことをやるからこういった政策を年次的に変えていくというものがなければ、私は住民は納得しないのではないかなと。ましてや社会的な弱者と言ったら恐縮ですけれども、そうした方々のための政策、支援策は、行政として一番重要な部分ではないかと思うんですけれども、そういったところが何かばっさり切り捨てられるような感じがして、今まで聞いておりました。ですから、年次的に引き下げを行うとか、そういった表現でなくて、経過措置として5年間、その中でいろんな整備を図って、これらの政策を見直すと、私はそういうことだと思うんですけれども、この辺どうでしょうか。

○**板垣 博福祉分科会長** 私ども担当のほうも大変この調整では本当に苦労したところでありますけれども...

○**押井喜一委員** 苦労はわかるけれども、こういうことで本当に合併に賛成と住民が思うかと、我々にしてみれば合併というのはもっと違うんじゃないかということです。

○**板垣 博福祉分科会長** そういうお話でありますれば、はっきり申し上げますと、5年間の経過措置をするということでも、これは地域間の不公平というようなものをどう考えるのかというような議論も出たわけでありまして。一つの自治体の中で厚い薄い、先ほど等しくサービスが受けられるようにというお話もございました。そのような考えの中で、私どもとしては、どこかが厚くてどこかが薄いというようなことはやはりうまくないだろうということで、どこかに調整しなければならないだろうというよう

なことで考えておりました。それで、５年間というようなことで、いきなりなくすというようなことではなくて、５年間の経過の中で少しずつ近づけていくというような方向で何とかご理解をいただくということでどうだろうということでございます。それ以上はちょっと申し上げようがございません。

○**本城昭一委員長** 今議論中でありますが、この施設お借りしていますので、４時半で明け渡さなきゃならないのです。そのようになっております。したがって、今のところから次回続けていきたい。途中でしっぽ切ったようで申しわけないんですが、そういうことにさせていただいていかがでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○**本城昭一委員長** ただ、ここの今の議論の中で、各町村これだけ違っているわけです。このタクシー券については、あるいはガソリン券もそれぞれ経過、歴史があって、議論があって、こういう制度にたどりついたわけですが、しかし、これを一つの市として制度化するという議論ですので、ひとつその辺を含めて次回またこの点についての議論をお願いしたいというふうに思います。

それで、まだすごくいっぱい残っているんですが、事務局はこの後どう考えているのですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 全体の流れとしましては、２月２７日ということで目標を設定しているわけですが、追加の日程をこれからお願いしたいと思いますし、とにかく十分なお協議をいただくということで、終わるまで日程を設定してまいりたいと思います。それで、会場等を探しましたところ、明日、２月１８日午後と２月２５日の午前中でしたら、鶴岡市の職員研修会館でございますが、会場が取れるようでした。こちらの日程の中で皆様のご都合をご確認していただきまして、設定していただければというふうに思います。２月１８日、明日ですけれども午後、もしくは２月２５日午前中ということでよろしくお願いしたいと思います。

○**本城昭一委員長** 明日と２５日ということですが、私としては引き続きやったほうがいいのではないかなと思うんですが、場所は昔の電話局のわきにあります職員研修会館というところになりますが、皆さんいかがでしょうか。一気かせいにやってしまったほうが、やらないとまた進まないのではないかなと思いますが、いかがですか。

（「１８日の午前、午後ですか。」という声あり）

○**本城昭一委員長** 午後１時半ということです。２５日ですか。これ以上委員が欠けるとうまくないというふうに思いますが、２５はどうですか事務局。２７までの報告で２５というのは非常に容易でないと思いますが、日程が取れなければ２５しかしょうがないですが。

（「２５。」という声あり）

○本城昭一委員長 18はいないということですから、18やっていいですか、25がいいですか。

(「25。」という声あり)

○本城昭一委員長 それでは、25の午前中ということです。どうですか。

(「場所は。」という声あり)

○本城昭一委員長 場所は職員研修会館です。南高のグラウンドの道路一つ隔てたところですよ。

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、職員研修会館につきまして、正式にご案内を発送するときに略図もつけまして送付させていただきたいと思います。時間的には9時半から昼ごろまでというふうな設定で考えていただきたいと思います。

(「午前中。」という声あり)

○本城昭一委員長 午前中。じゃ、そういうことで今それを決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

じゃ、事務局のほうよろしくお願いします。

### 3 閉 会(午後4時35分)

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。また、持ち越しでお願いしたいと思いますが、それではこれもちまして第9回第二小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。